

平成27年度 特許等取得活用支援事業(滋賀県)

# 知財総合支援窓口

**無料  
相談**

中小企業等が抱える知的財産に関する悩みや課題を一元的に受付け、その場で解決を図るワンストップサービスを提供します。高度で専門的な案件には、知財専門家、中小企業支援機関等と連携して支援します。

**こんなときにご活用を!!****〈秘密は守ります〉**

- 特許・意匠・商標を取得したい
- 先行技術類似調査をしたい
- 他社と権利侵害等でもめている
- ブランド化して、価値を高めたい
- 海外へ進出し、事業展開したい
- 電子出願のやり方がわからない
- 特許料等の減免制度を利用したい 等

**「知財総合支援窓口」にご連絡ください。  
お気軽にご相談を。**

- ・窓口支援担当者が相談を受付けて支援します。必要に応じて訪問支援も可能です。
- ・訪問し社員向けに勉強会を行います。
- ・必要に応じて適切な専門家を選定して支援します。
- ・業務時間外および休日でも専門家の訪問指導が可能です。
- ・毎週水・金曜日は弁理士、もしくは弁護士による相談会を開催します。
- ・弁理士による相談会を県内9箇所で開催します。
- ・サテライト窓口(滋賀県東北部工業技術センター)からテレビ会議システムで相談できます。
- ・県内の中小企業支援機関と連携して支援します。

\* 専門家(弁理士等)による訪問支援の対象は、原則中小企業、個人事業主、創業予定(1年以内)の個人の方となります。

**お問い合わせ先****「知財総合支援窓口」 一般社団法人 滋賀県発明協会**

滋賀県栗東市上砥山232 滋賀県工業技術総合センター別館1階 《駐車場あり》

TEL.077-558-4040 / FAX.077-558-3887 <http://www.chizai-shiga.jp/>

平成27年度特許等取得活用支援事業(滋賀県)は、近畿経済産業局からの受託事業として滋賀県発明協会が実施しています。